

2 認定保安機関関係

(1) 保安機関認定申請

一般消費者等について保安業務を行おうとするときは、次の保安業務区分に従って、知事の認定を受けることができます（法第29条）。

なお、保安機関の認定を受けた後、保安業務区分の増加に係る変更を行う場合は、当該増加に係る部分についてのみ新規の保安機関認定申請が必要です。

保安業務区分の名称	保安業務の内容
1 供給開始時点検・調査	供給設備の点検及び消費設備の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみに行う業務
2 容器交換時等供給設備点検	供給開始時、並びに充てん容器の交換時若しくは6月以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時に行う供給設備の点検
3 定期供給設備点検	1年に1回以上、2年に1回以上、又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る供給設備の点検
4 定期消費設備調査	供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時、及び1年に1回以上又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る消費設備の調査並びに技術上の基準に適合しないとして所有者等に通知をした場合の再調査
5 周知	消費者に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に関して必要な事項を周知する業務
6 緊急時対応	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務
7 緊急時連絡	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務であって、自ら出動することなく行うもの

*1 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の3区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。この3区分のいずれかについて認定を受けた保安機関は、認定を受けた区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなく行うことができる。

*2 「緊急時対応」の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が申請した一般消費者等の数より少ない場合は、当該事業所は、申請した数までは、新たに認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

*3 各点検・調査すべき項目及び頻度については、規則第36条（供給設備）及び規則第37条（消費設備）の表に記載されています。

<認定の基準>

申請が次の各号のいずれにも適合することです（法第31条）。

①保安業務に係る技術的能力が次の基準に適合すること。

ア 事業所ごとに「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」の基準に従って保安業務資格者（液化石油ガス設備士免状、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の交付を受けている者等）を確保していること（事業所ごとに少なくとも1人は、液化石油ガス設備士免状又は第二種販売主任者免状の交付を受けた者であること）。

イ 事業所ごとに「告示」に従って自記圧力計、マノメータその他の保安業務用機器を備えていること。

②液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償に備えて規則第32条に定める内容に適合する損害賠償責任保険契約を締結していること。

③申請者が法人である場合は、その役員及び構成員の構成が、保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

④保安業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

<申請書及び添付書類>

①保安機関認定申請書（様式第12）

②保安業務計画書（様式第13）

③緊急時対応を行う保安機関にあつては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

④液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面

⑤申請者が法人である場合は、その役員及び構成員の構成を説明した書面

⑥保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面

⑦申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書（6ヶ月以内のもの）

⑧申請者（申請者が法人である場合は、その法人及び法人の業務を行う役員）が法第30条各号に該当しないことを誓約した書面

⑨従業員資格一覧及び免状の写し

⑩保安業務資格者算定表及び保安業務用機器保有数算定表

<注意すべき事項>

①保安機関認定申請書

保安業務に係る販売所が、2以上の都道府県にまたがっている場合は、経済産業大臣の認定を受けることとなります。保安機関の事業所が1つの県内であっても、委託を受ける販売所が2県にまたがっていれば経済産業大臣（又は産業保安監督部長）に認定申請をすることとなります（経済産業大臣と産業保安監督部長の申請区分は販売事業の場合と同様です）。

②保安業務計画書

ア 「保安業務資格者及び調査員以外の者であつて保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であつて保安業務資格者に同行しない者は含まれません。

イ 「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」は、出動するための手段（自動車、オートバイ等）、緊急時の連絡の受信方法（電話等）及び集中監視システムの導入の有無について記載してください。（緊急時対応の認定申請をする場合のみ記載）

- ③緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

保安業務を行う事業所から原則として30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記入してください。

- ④液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面

規則第32条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面（保険証券、約款及び領収書の写し、又は付保証明書等）を添付してください。

- ⑤申請者が法人である場合は、その役員及び構成員の構成を説明した書面

役員名簿、社員名簿、組合員名簿、株主のリスト等で、役員及び構成員のうち次に掲げる者の数の合計割合が3分の1を超えないことを説明するものです。

ア 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその職員

イ 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその職員

ウ 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役員

- ⑥保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面

各法人において対外的な説明に用いられている会社概要等の書類を添付することで足りません。

- ⑦申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書（6ヶ月以内のもの）

- ⑧申請者（申請者が法人である場合は、その法人及び法人の業務を行う役員）が法第30条各号に該当しないことを誓約した書面

申請者が個人である場合は自らが誓約する書面、申請者が法人である場合は代表者が役員及び当該法人について誓約する書面です。

なお、「法人の業務を行う役員」とは、P13の販売事業登録と同じです。

(2) 保安機関認定更新申請

保安機関の認定の効力は5年間であり、認定の更新を受けなければ効力を失うこととなります。更新を受けようとするときは、認定の期間の満了する30日前までに申請書を提出しなければなりません（法第32条、政令第6条、規則第34条）。

申請書類の提出、欠格条項、認定の基準は、認定の場合と同様です。

<申請書及び添付書類>

- ①保安機関認定更新申請書（様式第14）

- ②保安業務計画書（様式第13）

- ③緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

- ④液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面

- ⑤申請者が法人である場合は、その役員及び構成員の構成を説明した書面
- ⑥保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面
- ⑦申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書（6ヶ月以内のもの）
- ⑧申請者（申請者が法人である場合は、その法人及び法人の業務を行う役員）が法第30条各号に該当しないことを誓約した書面
- ⑨従業員資格一覧及び免状の写し
- ⑩保安業務資格者算定表及び保安業務用機器保有数算定表

(3) 一般消費者等の数の増加認可申請

保安機関の認定は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてされていますので、この一般消費者等の数の認定の範囲を超えて増加しようとするときは、認可を受けなければなりません（法第33条）。

認可の基準等は、認定の場合の基準の一部が準用されます。

また、併せて「保安業務規定の変更認可」（P38参照）も必要となります。

<認定の基準>

申請が次の各号のいずれにも適合することです（法第31条）。

- ①保安業務に係る技術的能力が次の基準に適合すること。
 - ア 事業所ごとに「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」の基準に従って保安業務資格者（液化石油ガス設備士免状、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の交付を受けている者等）を確保していること（事業所ごとに少なくとも1人は、液化石油ガス設備士免状又は第二種販売主任者免状の交付を受けた者であること）。
 - イ 事業所ごとに「告示」に従って自記圧力計、マノメータその他の保安業務用機器を備えていること。
- ②液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償に備えて規則第32条に定める内容に適合する損害賠償責任保険契約を締結していること。

<申請書及び添付書類>

- ①一般消費者等の数の増加認可申請書（様式第15）
- ②保安業務計画書（様式第13）
- ③緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面
- ④液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面
- ⑤保安業務資格者算定表及び保安業務用機器保有数算定表

<注意すべき事項>

認定申請の際の注意事項①から④を参照してください。

(4) 一般消費者等の数の減少届

保安機関が、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定の範囲を超えて減少したときは、

遅滞なく、その旨を届け出なければなりません（法第33条第2項）。
また、併せて「保安業務規定の変更認可」も必要となります。

<届出書及び添付書類>

- ①一般消費者等の数の減少届書（様式第1.6）
- ②保安業務計画書（様式第1.3）
（一般消費者等の減少に係る事業所のもののみを添付します。）

(5) 保安業務規程認可申請

保安機関は、保安業務規程を定めて、知事の認可を受けなければなりません（法第35条）。
この保安業務規程には、次の事項を定めなければなりません。

- ①事業所の所在地
- ②各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
- ③保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
- ④保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
- ⑤保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法
- ⑥保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
- ⑦前各号に掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項

<申請書及び添付書類>

- ①保安業務規程認可申請書（様式第1.7）
- ②保安業務規程

保安業務規程は、P 61の作成例を参考に各保安機関の事情を勘案して作成してください。

(6) 保安業務規程変更認可申請

認可を受けた保安業務規程を変更するときは、保安業務規程変更認可を受ける必要があります。変更認可が必要となるのは、次のような場合です。

- ①保安業務の区分の増加又は減少
- ②保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少
- ③保安業務の方法、連絡の方法等の変更

<申請書及び添付書類>

- ①保安業務規程変更認可申請書（様式第1.8）
- ②変更後の保安業務規程

(7) 認定行政庁変更届

認定を受けた保安機関が、次に掲げる場合に該当して他の都道府県知事又は経済産業大臣の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の認定をした知事に届け出なければなりません。

- | 認定行政庁の変更の場合 | 本届書の提出先 |
|--------------------------------|---------|
| ①経済産業大臣の認定を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ設 | 経済産業大臣 |

置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。(大臣登録→知事登録)	
②A都道府県知事の認定を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所に係る保安業務を廃止し、他の一の都道府県(B)の区域内における販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。(A知事登録→B知事登録)	A都道府県知事
③都道府県知事の認定を受けた者が2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。(知事登録→大臣登録)	各々の都道府県知事

<提出書類>

認定行政庁変更届書(様式第19)

(8) 保安機関変更届

保安機関は、認定申請に係る次の事項を変更したときは、遅滞なく、届け出なければなりません。

なお、保安業務の区分の変更の場合は、認可申請(保安業務区分を増やす場合)又は一般消費者等の数の減少届(保安業務区分を減らす場合)となります。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②保安業務を行う事業所の所在地

<届出書及び添付書類>

①保安機関変更届書(様式第20)

②登記事項証明書(法人の代表者が変更する場合、6ヶ月以内のもの)

③事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う事業所の所在地を変更した場合)

(9) 保安機関承継届

保安機関に事業の全部譲渡、相続、合併、分割があったときは、事業の全部を譲り受けた者等は、その保安機関の地位を承継することとされており、地位を承継した者は、遅滞なく、届け出なければなりません。

また、承継した者が保安機関の認定を受けていない場合、新たに「保安業務規定の認可」(P3.8参照)を受けなければなりません。

承継の原因	承継者(届出を行う者)
①事業の全部譲渡	事業の全部を譲り受けた者
②相続	相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)

③合併	合併後存続する法人又は合併により設立した法人
④分割	分割により事業の全部を承継した法人

<届出書及び添付書類>

保安機関承継届書（甲）（様式第21）

（添付書類）

承継者	添付書類
①事業の全部譲渡を受けた者	・保安機関事業譲渡証明書（様式第22の2） ・事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
②相続人（相続人全員の同意により選定された者）	・保安機関相続同意証明書（様式第23） ・戸籍謄本
相続人（上記の相続人以外のもの）	・保安機関相続証明書（様式第24） ・戸籍謄本
③合併により地位を承継した法人	・法人の登記事項証明書
④分割により事業の全部を承継した法人	・保安機関事業承継証明書（様式24の2） ・事業の全部の承継があつたことを証する書面 ・法人の登記事項証明書

<承継に伴う経済産業大臣登録>

次の場合には、承継の時に経済産業大臣の認定とみなされます。この場合は、保安機関承継届書（甲）（様式第21）を経済産業大臣に、保安機関承継届書（乙）（様式第22）を、当該承継した保安機関の認定をした都道府県知事に提出することになります。

- ①経済産業大臣の認定を受けた者が、都道府県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき。
- ②都道府県知事の認定を受けた者が、経済産業大臣の認定又は他の都道府県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき。
- ③認定を受けていない者が、同時に経済産業大臣の認定を受けた者の地位及び都道府県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき又は都道府県知事の認定を受けた者（2以上の都道府県に係るもの）を承継したとき。

(10) 保安業務実施状況報告

保安機関は、毎事業年度経過後3月以内に次の事項を認定をした知事に届け出なければなりません。

- ①その事業年度における保安業務の実施状況
- ②その事業年度末における保安業務資格者の数
- ③その事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

- ④法人にあつては、その事業年度中の役員又は構成員の変更
なお、記載例は65ページのとおりです。

<提出書類>

保安業務実施状況報告（様式2）

(11) 保安業務廃止届

保安機関は、保安機関の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

この届出は、事業全体を廃止した場合に提出するものです。一部の事業所における業務を廃止した場合は、廃止届でなく変更届、一般消費者等の数の減少届となります。

<提出書類>

保安業務廃止届書（様式第25）

〈記載例①：保安機関認定申請〉
様式第 12 (第 30 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×受理番号	

保安機関認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県知事 殿

氏名又は名称 茨城高圧ガス株式会社
代表者の氏名 代表取締役 茨城 太郎 印
住 所 水戸市桜川 2-2-35

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 2 項の規定により同条第 1 項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
名 称：茨城高圧ガス株式会社 本社
所在地：水戸市桜川 2-2-35

名 称：茨城高圧ガス株式会社
所在地：かすみがうら市上稲吉 1943-42
- 認定を受けようとする保安業務区分
②容器交換時等供給設備点検 ③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査 ⑤周知
⑥緊急時対応
- 保安業務区分ごとの一般消費者等の数
保安業務計画書のとおり
- 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県
水戸市、ひたちなか市、笠間市、城里町、土浦市、つくば市、かすみがうら市

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

○ 申請手数料

基本申請料	34,000 円	34,000円
保安業務区分	6,900円×【5】項目 (※事業所ごとの保安業務区分数に関係なく保安機関全体として申請する区分)	34,500円
合	計	68,500円

○ 茨城県収入証紙貼付欄

68,500円分の茨城県収入証紙を貼り付けてください。

事業所が1ヵ所のみの場合は不要です。

保安業務に係る事業所の名称及び所在地

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2 認定を受けようとする保安業務区分						3 保安業務区分ごとの一般消費者等の数							
名称	所在地	供給開始時点検査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	供給開始時点検査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
本社	水戸市桜川2-2-3 5		○	○	○	○	○			300	300	300	300	300	
土浦支店	かすみがうら市上稲吉 1943-42		○	○	○	○	○			2000	2000	2000	2000	2000	

事業所ごとに作成します。

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 本社

事業所の所在地 水戸市桜川2-2-35

保安業務区分	供給開始 時点検 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期 供給 設備 点検	定期消 費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急 時連 絡
一般消費者等の数		300	300	300	300	300	
保安業務資格者の数	A 液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者のいずれか該当 1 人						
	B その他 (製造保安責任者, 販売主任者, 業務主任者代理者資 格者又は保安業務員講習修了者のいずれか該当) 人 (A 該当者除く)						
C 調査員の数 (AB 該 当者除く)		人					
D 充てん作業者の数 (ABC 該当者除く)							
A, B, C, D に該当 しない者であって保 安業務に従事する者 (補助員)				人			
年間実働日数又は平 均月間実働日数		22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安 業務 用 機 器	自記圧力計	1 個					
	マンメーター	個					
	ガス検知器	1 個					
	漏えい検知液	1 個					
	緊急工具類	1 個					
	一酸化炭素測定 器	1 個					
	ボーリングバー	1 本					
緊急時対応を行う場 合にあつてはその方 法							

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 事業所ごとに一枚ずつ作成すること。

様式第13号 (第30条関係)

保安業務計画書

事業所ごとに作成します。

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 土浦支店

事業所の所在地 かすみがうら市上稲吉1943-42

保安業務区分	供給開始 時点検 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期 供給 設備 点検	定期消 費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急 時連 絡
一般消費者等の数		2000	2000	2000	2000	2000	
保安業務資格者の数	A 液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者のいずれか該当 1 人						
	B その他 (製造保安責任者, 販売主任者, 業務主任者代理者資 格者又は保安業務員講習修了者のいずれか該当) 人 (A 該当者除く)						
C 調査員の数 (AB 該 当者除く)		1 人					
D 充てん作業者の数 (ABC 該当者除く)							
A, B, C, D に該当 しない者であって保 安業務に従事する者 (補助員)					人		
年間実働日数又は平 均月間実働日数		22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安 業務 用 機 器	自記圧力計	1 個					
	マンメーター	個					
	ガス検知器	1 個					
	漏えい検知液	2 個					
	緊急工具類	2 個					
	一酸化炭素測定 器	1 個					
	ボーリングバー	1 本					
緊急時対応を行う場 合にあつてはその方 法							

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 事業所ごとに一枚ずつ作成すること。

LPガス賠償責任保険付保証明書等添付

協会発行の「付保証明書」若しくは
「LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受書の写し」等

法人の構成員の構成に関する説明書
(法人事業所のみ提出)

構成員の氏名	住所	保有株比率 (%)	備考欄 該当番号
茨城 太郎	水戸市〇町123	70	1・2・3
茨城 次郎	水戸市〇町456	20	1・2・3
山田 太郎	水戸市〇町789	10	1・2・3
			1・2・3
			1・2・3
			1・2・3

当社の構成員（株主）は、総数 3 名であるが、そのうち「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 31 条第 3 号の規定により業務に支障を及ぼすおそれのある者として定められているものは上記のとおり 1 名と 3 分の 1 以下であり、同規定に適合していることを誓約します。

平成 年 月 日

日付をお忘れなく。

下の備考1・2・3に該当する方が3分の1以下であることが必要です。

法人名 茨城高压ガス(株)
代表者 代表取締役 茨城 太郎 印

(備考)

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業とする者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業とする者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

(構成員氏名・住所については、名簿を添付すれば省略してもよい。)

保安業務以外の業務の種類及び概要の説明書

保安業務以外の業務の種類	その業務の概要
液化石油ガスの販売	液化石油ガスの販売事業
石油類の販売	ガソリン, 灯油, 重油の販売
酒, たばこ類の販売	酒, たばこの販売事業

当社が実施している保安業務以外の業務は上記のとおりであり、上記業務を行うことにより、保安業務の的確な遂行に支障がないことを誓約します。

平成 年 月 日

日付をお忘れなく。

法人名

(名 称) 茨城高圧ガス㈱

(代表者名) 代表取締役

茨城 太郎

印

この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

定款及び登記簿抄本（登記事項現在事項一部証明書）
（法人の場合提出）

欠格事項に該当しないことの誓約書
(個人事業所用)

私は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第30条に規定される保安機関認定の欠格条項に該当しないことを誓約します。

日付をお忘れなく。

平成 年 月 日

名称 茨城高圧ガス㈱

代表者氏名 代表取締役
茨城 太郎 印

欠格事項に該当しないことの誓約書
(法人事業所用)

当社の業務を行う役員は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第30条に規定される保安機関認定の欠格条項に該当しないこと並びに同法第31条第3号の規定に適合していることを誓約します。

日付をお忘れなく。

平成 年 月 日

名称 茨城高压ガス㈱

代表者氏名 代表取締役

茨城 太郎 印

事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示す図面（緊急時対応の認定を受ける場合のみ）

- * 緊急時対応を行おうとする市町村名
- * 事業所から半径20km以内の範囲および、緊急時対応を行う範囲（30分以内に到着）を示すこと。
（緊急時対応を行う事業所は、常時保安業務資格者を算定された必要数配置し、一般消費者等の供給設備・消費設備に原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことが必要です。）

保安業務資格者一覧表

事業所の名称 茨城高圧ガス株式会社 本社

事業所ごとに作成します。

事業所の所在地 水戸市桜川 2-2-35

氏名	免状の種類
茨城 太郎	液化石油ガス設備士
茨城 次郎	高圧ガス販売主任者免状 (販Ⅱ)
<p>(注) 免状の種類欄は、免状を重複している場合には、液化石油ガス設備士免状、高圧ガス販売主任者免状 (販Ⅱ)、高圧ガス製造保安責任者免状 (乙化・丙化等)、業務主任者の代理者講習修了証、保安業務員講習修了証、液化石油ガス調査員講習修了証、充てん作業講習修了証の順に1種類の免状だけを掲載すること。</p>	

保安業務資格者一覧表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 土浦支店

事業所ごとに作成します。

事業所の所在地 かすみがうら市上稲吉1943-42

氏名	免状の種類
茨城 三郎	高压ガス販売主任者免状(販Ⅱ)
水戸 花輔	調査員

(注) 免状の種類欄は、免状を重複している場合には、液化石油ガス設備士免状、高压ガス販売主任者免状(販Ⅱ)、高压ガス製造保安責任者免状(乙化・丙化等)、業務主任者の代理者講習修了証、保安業務員講習修了証、液化石油ガス調査員講習修了証、充てん作業者講習修了証の順に1種類の免状だけを掲載すること。

資格者免状の写し

- なお、液化石油ガス設備士免状については、直近の再講習受講の講習年月日の部分（免状の裏面）もコピーし添付してください。

保安業務機器算定表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 本社

保安業務区分	保有数の算定表	保安業務用機器	
		機器区分	算定数(注)
① 供給開始時点 検・調査	$\left[\text{消費者数} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
② 容器交換時等供 給設備点検	$\frac{\text{消費者数} [300]}{\text{日/月}} =$ $[22] \times 100$	漏えい検知液	0.136
		緊急工具類	0.136
③ 定期供給設備点 検	$\frac{\text{消費者数} [\quad]}{\text{日/年} \langle \rangle \times 30} \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		ボーリングバー	
		一酸化炭素測定器	
④ 定期消費設備調 査	$\frac{\text{消費者数} [\quad]}{\text{日/年} \langle \rangle \times 25} \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
⑤ 緊急時対応	$[300] \times \frac{1}{\text{消費者数} 20,000} =$	自記圧力計又はマノメーター	0.015
		ガス検知器	0.015
		漏えい検知液	0.015
		緊急工具類	0.015
		一酸化炭素測定器	0.015
		ボーリングバー	0.015
定期供給設備点検 及び定期消費設備 調査	$\frac{\text{消費者数} [300]}{\text{日/年} \langle 260 \rangle \times 20} \times \frac{1}{4} = 0.014$ <p>(補助員を伴って調査を行う場合は、20を3分の4倍にすることができる)</p>	自記圧力計又はマノメーター	0.014
		ガス検知器	0.014
		漏えい検知液	0.014
		緊急工具類	0.014
	$\frac{\text{消費者数} [300]}{\text{日/年} \langle 260 \rangle \times 25} \times \frac{1}{4} = 0.012$ <p>(補助員を伴って調査を行う場合は、25を3分の4倍にすることができる)</p>	ボーリングバー	0.014
		一酸化炭素測定器	0.012
		ボーリングバー	
		一酸化炭素測定器	
機器区分	算定数合計	必要数(小数点第1位切上げ)	
自記圧力計又はマノメーター	0.015+0.014=0.029	1	
ガス検知器	0.015+0.014=0.029	1	
漏えい検知液	0.136+0.015+0.014=0.165	1	
緊急工具類	0.136+0.015+0.014=0.165	1	
一酸化炭素測定器	0.015+0.012=0.027	1	
ボーリングバー	0.015+0.014=0.029	1	

注) 算定数については、少数点第4位を四捨五入する。

保安業務機器算定表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 土浦支店

保安業務区分	保有数の算定表	保安業務用機器	
		機器区分	算定数(注)
①供給開始時点検・調査	$\left[\frac{\quad}{\text{消費者数}} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
②容器交換時等供給設備点検	$\frac{\text{消費者数} [2000]}{\quad} =$ $\left[\frac{22}{\text{日/月}} \right] \times 100$	漏えい検知液	0.909
		緊急工具類	0.909
③定期供給設備点検	$\frac{\text{消費者数} \left[\frac{\quad}{\text{日/年}} \right] \times \frac{1}{4} =$ $\left[\frac{\quad}{\text{日/年}} \right] \times 30$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		ボーリングバー	
④定期消費設備調査	$\frac{\text{消費者数} \left[\frac{\quad}{\text{日/年}} \right] \times \frac{1}{4} =$ $\left[\frac{\quad}{\text{日/年}} \right] \times 25$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
⑤緊急時対応	$\left[\frac{2000}{\text{消費者数}} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	自記圧力計又はマノメーター	0.1
		ガス検知器	0.1
		漏えい検知液	0.1
		緊急工具類	0.1
		一酸化炭素測定器	0.1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査	$\frac{\text{消費者数} \left[\frac{2000}{\text{日/年}} \right] \times \frac{1}{4} =$ $\left[\frac{260}{\text{日/年}} \right] \times 20$ <p>(補助員を伴って調査を行う場合は、20を3分の4倍にすることができる)</p> $\frac{\text{消費者数} \left[\frac{2000}{\text{日/年}} \right] \times \frac{1}{4} =$ $\left[\frac{260}{\text{日/年}} \right] \times 25$ <p>(補助員を伴って調査を行う場合は、25を3分の4倍にすることができる)</p>	自記圧力計又はマノメーター	0.096
		ガス検知器	0.096
		漏えい検知液	0.096
		緊急工具類	0.096
		ボーリングバー	0.096
機器区分	算定数合計	必要数(小数点第1位切上げ)	
自記圧力計又はマノメーター	0.1+0.096=0.196	1	
ガス検知器	0.1+0.096=0.196	1	
漏えい検知液	0.909+0.1+0.096=1.105	2	
緊急工具類	0.909+0.1+0.096=1.105	2	
一酸化炭素測定器	0.1+0.077=0.177	1	
ボーリングバー	0.1+0.096=0.196	1	

注) 算定数については、少数点第4位を四捨五入する。

保安業務資格者算定表

事業所の名称 茨城高圧ガス株式会社 本社

認定区分	一般消費者数	調査員数	補助員数	算定式	算定数(注)
①供給開始時点検・調査				$\left[\quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$	
②容器交換時等供給設備点検	300	0		$\frac{\text{消費者数}}{[300]} - (0) - (0) =$ $\frac{[22]}{\text{日/月}} \times 100 \quad \text{調査員数} \quad \text{充てん作業者数}$	0.136
③定期供給設備点検				$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \frac{\quad}{\text{日/年}} \right\rangle \times 30} \times \frac{1}{4} - (\quad) =$ <small>(補助員を伴って点検を行う場合にあっては、30を3分の4倍することができる)</small>	
④定期消費設備調査				$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \frac{\quad}{\text{日/年}} \right\rangle \times 25} \times \frac{1}{4} =$ <small>(補助員を伴って点検を行う場合にあっては、25を3分の4倍することができる)</small>	
⑤周知				$\left[\quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$	
⑥緊急時対応	300			$\left[300 \right] \times \frac{1}{20,000} = 0.015$	0.015
⑦緊急時連絡				・消費者戸数20,000戸以下の場合 $\left[\quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$ ・消費者戸数20,000戸を越える場合 $1 + \frac{\text{消費者数} - 20,000}{80,000} =$	
定期供給設備点検と定期消費設備調査の同時認定	300			$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \frac{300}{260} \right\rangle \times 20} \times \frac{1}{4} = 0.014$ <small>日/年</small>	0.014
容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の1又は2以上と周知の同時認定	300			・周知に係る数の算定については、次式 $\left[300 \right] \times \frac{1}{40,000} = 0.008$	0.008
合計					0.173

上記より、保安業務資格者算定の合計は、(0.173)名となるため切り上げて必要資格者は(1)名である。

注：算定数については、小数点第4位を四捨五入する。また、0未満となる場合にあっては、0とする。

保安業務資格者算定表

事業所の名称 茨城高圧ガス株式会社 土浦支店

認定区分	一般消費者数	調査員数	補助員数	算定式	算定数(注)
①供給開始時点検・調査				$\left[\quad \right] \times \frac{1}{\text{消費者数}} = \frac{1}{20,000}$	
②容器交換時等供給設備点検	2000	1		$\frac{\text{消費者数}}{[2000]} - (1) - (0) = -0.091$ $[22] \times 100 \quad \text{調査員数} \quad \text{充てん作業者数}$ 日/月	0
③定期供給設備点検				$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \quad \right\rangle \times 30} \times \frac{1}{4} - () =$ 日/年 (補助員を伴って点検を行う場合にあつては、30を3分の4倍することができる)	
④定期消費設備調査				$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \quad \right\rangle \times 25} \times \frac{1}{4} =$ 日/年 (補助員を伴って点検を行う場合にあつては、25を3分の4倍することができる)	
⑤周知				$\left[\quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$ 消費者数	
⑥緊急時対応	2000			$\left[2000 \right] \times \frac{1}{20,000} = 0.1$ 消費者数	0.1
⑦緊急時連絡				・消費者戸数20,000戸以下の場合 $\left[\quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$ 消費者数 ・消費者戸数20,000戸を越える場合 $1 + \frac{\{\left[\quad \right] - 20,000\}}{80,000} =$	
定期供給設備点検と定期消費設備調査の同時認定	2000			消費者数 $\left[2000 \right] \times \frac{1}{\left\langle 260 \right\rangle \times 20} = 0.096$ 日/年	0.096
容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の1又は2以上と周知の同時認定	2000			・周知に係る数の算定については、次式 $\left[2000 \right] \times \frac{1}{40,000} = 0.05$ 消費者数	0.05
合計					0.246

上記より、保安業務資格者算定の合計は、(0.246)名となるため切り上げて必要資格者は(1)名である。

注：算定数については、小数点第4位を四捨五入する。また、0未満となる場合にあつては、0とする。

保安業務規程（作成例）

保 安 業 務 規 程（例）

（目的）

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法（下「法」という。）第35条の規程に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適性かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の実施方法）

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施方法は、次のとおりとする。

（例1：供給開始時点検・調査）

- (1) 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者からの申し出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申し出は原則として供給開始時点検・調査を行う日の〇〇日までに行われなければならないが、当該期日を過ぎてから申し出があった場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- (2) 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知することとする。
- (3) 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果技術上の基準に適合していないと認められる場合には、当該消費設備を所有又は占有する一般消費者等に対し別途定める様式により書面をもって結果を通知することとし、当該通知をした場合には、改善がなされ次第再調査を行うこととする。
- (4) 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものにあつては充てん作業員）が行うこととする。

（例2：定期消費設備調査）

- (1) 定期消費設備調査は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- (2) 定期消費設備調査は、規則37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡されない月を除く。）一回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者である液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に通知することとする。
- (3) 前号の一般消費者への通知は、別途定める様式により行うこととし、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善がなされていることを確認することとする。
- (4) 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。（又は、保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）
- (5) 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、委託者と協議の上その後措

置を決定することとする。

(例3：周知)

- (1) 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- (2) 周知の書面は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。
- (3) 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。（又は、原則として郵送により行うこととする。）ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、委託者との協議の上その後の措置を決定することとする。（又は、日を改め〇回訪問しても直接手交できない場合に限り配布する。）
- (4) 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験を有する者が行うこととする。

(例4：緊急時対応)

- (1) 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたとき、委託者である液化石油ガス販売事業者は当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。
 - ア 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。
 - イ 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに（又は原則30分以内に）現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者等への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。
 - ウ 必要に応じ消防機関等へ連絡するとともに、災害が発生した場合には、一般消費者等への所在地を管轄する都道府県担当課にも連絡することとする。
- (2) 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号イの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

第4条 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者
に連絡する方法は、次のとおりとする。

(例1：供給開始時点検・調査)

本保安機関は、点検・調査の終了後速やかに次の事項について委託者である液化石油
ガス販売事業者へ書面をもって連絡することとする。

- (1) 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 供給開始時点検・調査を行った者の氏名
- (3) 供給開始時点検・調査を行った年月日
- (4) 供給開始時点検・調査の結果
- (5) 技術上の基準に適合しないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

(例2：定期消費設備調査)

本保安機関は、点検・調査の終了後20日以内に次の事項について委託者である液化
石油ガス販売事業者へ書面をもって連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の
基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、
当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期に
ついて、委託者に書面をもって連絡することとする。

- (1) 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

- (2) 定期消費設備調査を行った者の氏名
- (3) 定期消費設備調査を行った年月日
- (4) 定期消費設備調査の結果

(例3：周知)

本保安機関は、周知の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。

- (1) 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 周知を行った者の氏名
- (3) 周知を行った年月日
- (4) 周知の方法及び結果等

(例4：緊急時対応)

- (1) 本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を通知されたときは、委託者である液化石油ガス販売事業者等に当該事実を電話により速やかに連絡することとする。
- (2) 本保安機関は、一般消費者等の供給設備を点検、又は消費設備を調査した結果、委託者による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者に速やかに連絡することとする。
- (3) 本保安機関は、一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっても、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。
- (4) 本保安機関は、毎四半期（又は毎月）ごとに緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

第5条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

第6条 本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに規則第131条第2項の規定による帳簿を備えることとする。

2 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が4年に1回以上の項目にあつては、直前に実施した結果を保存することとする。

3 第1項の帳簿は、本保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

(報告)

第7条 本保安機関は、規則第132条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした経済産業大臣（又は都道府県知事）に報告することとする。

- (1) 当該事業年度における法第27条第1項の保安業務の実施状況
- (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更（本保安機関が法人の場合）

(保安教育)

第8条 保安機関は、保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業

務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

(労務規定)

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第10条 この保安業務規程の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この保安業務規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（又は、〇〇県知事の認可を受けた日から施行する。）

保安業務実施状況報告

茨城県知事 殿

氏名又は名称
及び法人の代表者氏名

認定番号

住所又は所在地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 ○○年 ○○月 ○○日 から △△年 △△月 △△日

2 保安業務実施状況 (報告する事業年度の末日現在)

事業所の名称 ○○○株式会社

事業所の所在地 茨城県水戸市笠原町○○-△△-□□

保安業務資格者の数 5人

年度中に実施した消費者数を記入する

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の全体の数 (販売事業者から他の保安機関に委託したものは除く)	報告する事業年度中に保安業務を実際に行った一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査		戸 (うち再調査 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	3,000戸	500戸
3. 定期供給設備点検	3,000戸	700戸
4. 定期消費設備調査	3,000戸	700戸 (うち再調査 戸)
5. 周知	3,000戸	3,000戸
6. 緊急時対応	3,000戸	10戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

年度末の消費者数を記入する。

3 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 毎事業年度を過ぎて3ヶ月以内に、所管する行政機関(県民センター環境・保安課、日立商工労働センター又は消防安全課産業保安室)あてこの報告を提出すること。
3 本報告は、各事業所毎に1枚ずつ記載すること。